

明治四十二年以降市町村眼病豫防費補助調

年	別	補助金額	市町村数	同上ノ内補助額ノ主ナル市町村名
明治四十二年	明	四・九三三	不明	
明治四十三年	明	八八・〇〇〇	五三	葛塚町、中條町、吉田村、來迎寺村、十日町
明治四十四年	大正	五〇〇・〇〇〇	四〇	新潟市、長岡市、與板町、十日町、堀ノ内村
明治四十五年	大正	一、〇〇〇・〇〇〇	四〇	新潟市、長岡市、與板町、十日町、堀ノ内村
明治四十六年	大正	一、五七四・〇〇〇	四七	新潟市、長岡市、與板町、十日町、堀ノ内村、直江津町
明治四十七年	大正	七四八・〇〇〇	三三	新潟市、長岡市、堀ノ内村、葛塚町、高田市
明治四十八年	大正	一、八九〇・〇〇〇	四九	新潟市、長岡市、堀ノ内村、葛塚町
明治四十九年	大正	二、〇三九・〇〇〇	四三	新潟市、長岡市、上杉村、葛塚町
明治五十年	大正	二、一〇二・〇〇〇	五一	新潟市、長岡市、葛塚町、高田市、松ノ山村、與板町
明治五十一年	大正	二、四〇八・〇〇〇	五三	新潟市、長岡市、中條村、松ノ山村、長岡市、與板町、聖籠村
明治五十二年	大正	二、四五四・〇〇〇	四八	新潟市、長岡市、高田市、山平村、葛塚町、松ノ山村、聖籠村
明治五十三年	大正	二、七八四・〇〇〇	四五	新潟市、長岡市、高田市、高柳村、聖籠村、葛塚町、與板町
明治五十四年	大正	三、七一二・〇〇〇	一〇	新潟市、高田市、安塚、羽茂村、小千谷
明治五十五年	大正	二、五四九・〇〇〇	五七	新潟市、東谷村、内野、高田市、關原村、深才村
明治五十六年	大正	四、五六六・〇〇〇	四五	新潟市、高田市、長岡市、白根町、八幡村、聖籠村
明治五十七年	大正	三、九九七・〇〇〇	四四	新潟市、長岡市、高田市、赤塚村、西中通村、城川村、十日町
明治五十八年	大正	二、〇〇六・〇〇〇	四三	新潟市、長岡市、高田市、深才村、新津町、片貝村、千手村
明治五十九年	大正	二、九〇〇・〇〇〇	四五	新潟市、長岡市、黒崎村、石山村、高田市、見附町
明治六十年	大正	二、七二九・〇〇〇	四五	新潟市、長岡市、黒崎村、石山村、高田市、見附町

明治十一年以降眼病救療經費支出調

年度	款	項	目	支出額	備考
明治十一年	九月十八日金壹千圓御下賜				
明治十二年					

年度	款	項	目	支出額	備考
明治十三年	各郡區貧困眼病患者救療費トシテ各郡區へ配付不足額ハ縣費ヨリ補充セリ			一、〇一六・五〇〇	眼病患者治療資金
明治十四年				一、〇〇〇・〇〇〇	同上
明治十五年				一、〇五九・三三三	同上
明治十六年				一、二四・九〇〇	同上
明治十七年	七月一日眼病救療中止			一、一六六・二〇〇	同上
明治十八年				一、三五八・五二五	同上
明治十九年				*	同上
明治二十年				*	同上
明治二十一年				*	同上
明治二十二年				*	同上
明治二十三年	十一月十七日金千八百七十八圓八錢七厘	恩賜眼病患者治療費現在高	（金銀公債額面壹千四百貳拾五圓六分利） 現金五十三圓七錢八厘	六分利	眼病患者治療資金
明治二十四年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金	（金銀公債額面貳千圓） 現金七拾壹圓參拾八錢	六分利	同上
明治二十五年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		一一・二・三八〇	同上
明治二十六年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		一六六・九七〇	同上
明治二十七年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		一一九・二八〇	同上
明治二十八年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		一七一・四二〇	同上
明治二十九年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		一五九・八三〇	同上
明治三十年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		二六〇・二八〇	同上
明治三十一年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		一七九・四四〇	同上
明治三十二年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		二六九・八九〇	同上
明治三十三年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		二二六・六一〇	同上
明治三十四年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		二八〇・〇九三	同上
明治三十五年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		一三四・二〇〇	同上
明治三十六年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		一九〇・八九〇	同上
明治三十七年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		二〇四・五一一	同上
明治三十八年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金		二八六・一九三	同上
明治三十九年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金			同上
明治四十年	恩賜眼病患者治療資金	恩賜眼病患者治療資金			同上

年 度	費 目		支 出 額	備 考
	款 項	目		
大正六年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	一、三〇〇・〇〇	
同 七 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、四〇八・〇〇	
同 八 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	八三三・七〇	
同 九 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二〇〇・〇〇	
同 十 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、四〇八・〇〇	
同 十 一 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	六四一・七八〇	
同 十 二 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二〇〇・〇〇	
同 十 三 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、七八四・〇〇	
同 十 四 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二〇〇・〇〇	
同 十 五 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	一、五五〇・〇〇	
昭和二年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	三、七一二・〇〇	
同 三 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、五四九・〇〇	
同 四 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	四、五六六・〇〇	
同 五 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	三、九九七・〇〇	
同 六 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇六・〇〇	
同 七 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 八 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 九 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 一 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 二 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 三 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 四 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 五 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
昭和二年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 三 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 四 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 五 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 六 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 七 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 八 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 九 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 一 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 二 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 三 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 四 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
同 十 五 年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	
昭和二年	恩賜衛生資金蓄積費	蓄積金	二、〇〇〇・〇〇	

第七 新潟縣恩光會 (盲人救済事業)

は大正十四年五月の設立に係り、恩賜衛生資金に基く眼病豫防事業の別動隊とも見做すべく、歴代知事を會長とし、恩賜衛生賜金、恩賜財團慶福會及社會事業團體中野財團より年々定額の資金交付を受け、有志の寄附を得て盲人救済(開眼)並に豫防事業に當りつゝあるものなり。而して工女保護及小作問題に關しては調査機關設置せられたるも獨り盲人救済事業は其主唱者、新潟市在住社會事業家富山虎

三郎之れが實行方法の研究に當る事となり、先づ新潟、長岡、高田の三警察署長に盲人概數の調査を依頼し他面新潟醫科大學教授熊谷直樹の意見をも徴し、本計畫の有望なるを確信するや、之れを各宗僧團に圖つて賛同を得、大正十三年五月を以て「新潟佛敎協會」を組織し、中野財團より金壹千圓の補助を得、準備全く成り、市内盲人より治療可能なるものを選び熊谷博士の治療を受けしめたる結果十有九歳に達んで初めて天日を仰ぎ得たるものすらあるの好結果を得たり。

茲に於て富山は本事業の將來に向つて一層強き信念を懷き、全縣下に擴張して多數同胞救済の必要を認め、大正十四年一月時の小原知事に本事業の顛末を語り其賛を得、同年五月新に「新潟縣恩光會」を組織し、今日の業績を擧ぐるの域に達したり。斯くして生れたる新潟縣恩光會は知事を會頭とし富山虎三郎及縣衛生課長を幹事として事務所を衛生課内に置き同年中の事業として大正十四年五月三日より大正十五年六月二十七日に亘り熊谷博士を起用し、縣下十八ヶ所に於て二千五百人の盲人(全盲片眼盲を含む)及四百九十二人の眼病患者を診斷し、盲人中全盲三百八十五人、片眼盲二百十九人の開眼(視力恢復)有望なるものを發見(三〇・一二%)し、開眼有望者にして貧困なる者は會の豫算の容す限り、治療を以て順次新潟醫大に入院せしめ、通院可能のものは本會附屬寄宿舎に收容し通院治療を受けしめつゝあり。

本會事業成績の顯著なるは、添付病類別治療表並に孤線表の如く、大正十四年以來一五九名の開眼者を出し居れるが(盲者とは前述の通り指數三m以下の者、開眼者と稱するは自用を辨じ得る程度以上の者)之れを病症別となせば

病 名	既往三年間計	既往三年間計
白 障	三八・〇	〇・七
癩 着 性 白 斑	一六・四	〇・七
トヲホーム	二二・〇	〇・七
交 換 性 眼 炎	八・九	〇・七
角 膜 質 炎	三・八	〇・七
角 膜 白 斑	二・五	〇・七
角 膜 内 障	二・五	〇・七
虹 彩 毛 様 體 炎	一・三	〇・七
網 膜 出 血	一・三	〇・七
網 膜 炎	一・三	〇・七
不 明	一・三	〇・七
計	九五・三	同

年齢に於ては十一歳より三十歳の間四十一歳より四十五歳並に四十五歳より六十歳に比較的多く男は女よりも稍少なし。兎に角全然晦瞑の者のみならずとするも、指數三m以内の盲人が右の如く或は全く眞の開眼者となり或は自用を自由に辨じ得るに至り

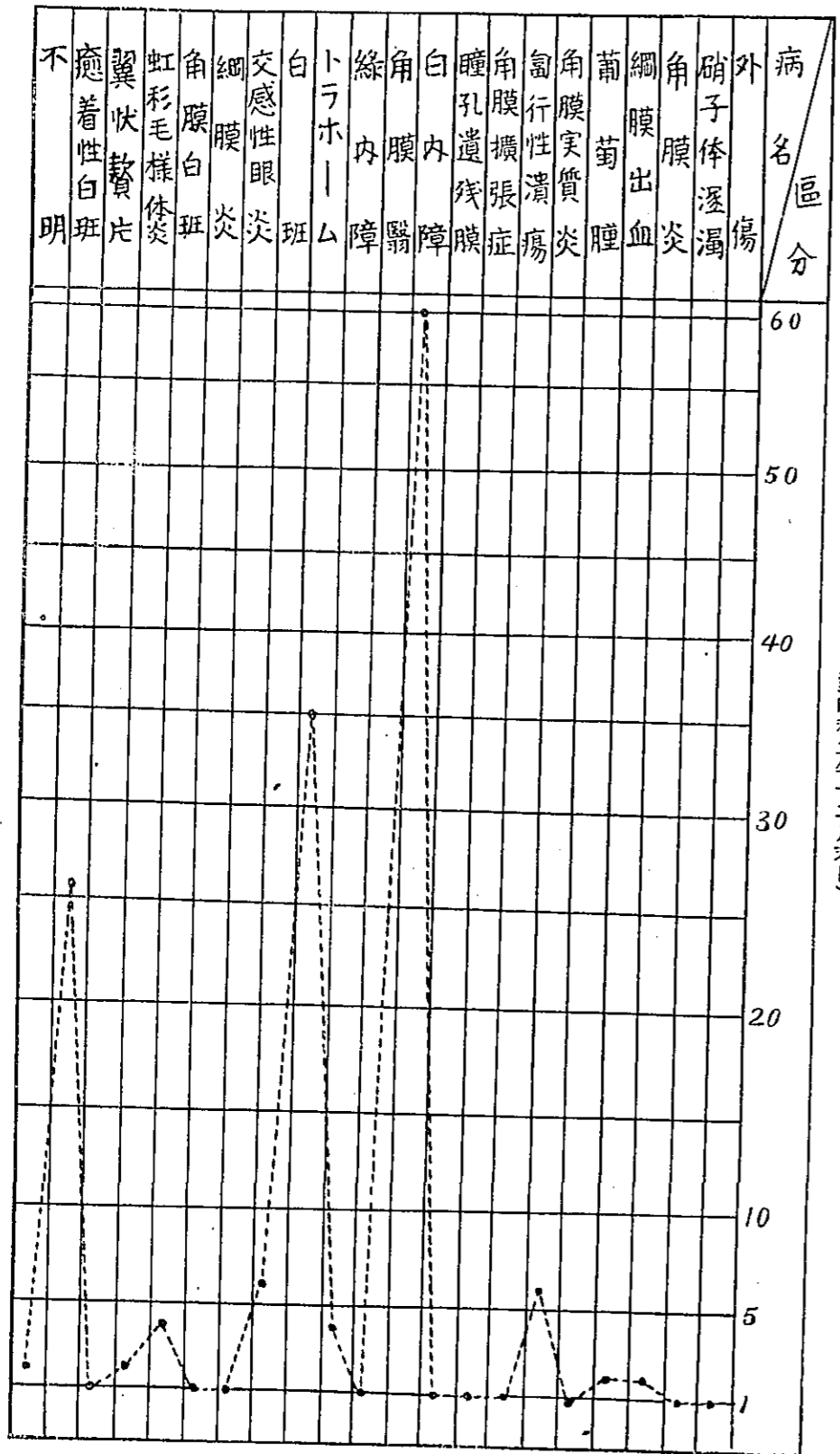
つゝあるは獨り本縣の爲めのみならず又邦家同胞の爲實に慶賀の至りに堪へざる次第にして、前記各種の豫防施設の効果と併せ見るとき、斯くてこそ初めて 聖旨の萬分の一に副ひ奉りたるの感なくんばあらざるなり。(添付諸表——失明者診斷區分表、失明原因表、失明者失明年齡表、視力恢復見込表、年齡職業調査表、病類別治療成績表、其他)。

收容患者病類別統計表 (自創 至昭和二年十二月末日)

病名	收容患者病類別統計表			
	大正十四年	大正十五年	昭和二年	合計
白內障	二	二九	一〇	六〇
癒着性白斑	四	一七	五	二六
虹彩毛様體炎	一	一	一	三
角膜炎白斑	一	一	一	三
網膜白斑	一	一	一	三
交感性眼炎	一	一	一	三
白朧	一	一	一	三
トラホーム	一	一	一	三
白內障	一	一	一	三
角膜炎	一	一	一	三
瞳孔遺殘膜	一	一	一	三
角膜炎擴張症	一	一	一	三
角膜炎潰瘍	一	一	一	三
角膜炎質炎	一	一	一	三
葡萄膜炎	一	一	一	三
網膜出血	一	一	一	三
硝子体溷濁	一	一	一	三
外傷	一	一	一	三
不明	一	一	一	三
合計	一四	三五	一六	六六

收容患者病類別表

(自創 至昭和二年十二月末日)



收容患者年齢別統計表 (自創立至昭和二年十二月末日)

年齢別	大正十四年		昭和十五年		昭和二十年		計
	男	女	男	女	男	女	
五歳以上一十歳迄	1	1	2	2	3	3	1
十一歳以上一十五歳迄	1	1	2	2	3	3	1
十六歳以上二十歳迄	1	1	2	2	3	3	1
二十一歳以上二十五歳迄	1	1	2	2	3	3	1
二十六歳以上三十歳迄	1	1	2	2	3	3	1
三十一歳以上三十五歳迄	1	1	2	2	3	3	1
三十六歳以上四十歳迄	1	1	2	2	3	3	1
四十一歳以上四十五歳迄	1	1	2	2	3	3	1
四十六歳以上五十歳迄	1	1	2	2	3	3	1
五十一歳以上五十五歳迄	1	1	2	2	3	3	1
五十六歳以上六十歳迄	1	1	2	2	3	3	1
六十一歳以上六十五歳迄	1	1	2	2	3	3	1
六十六歳以上七十歳迄	1	1	2	2	3	3	1
七十一歳以上七十五歳迄	1	1	2	2	3	3	1
七十六歳以上八十歳迄	1	1	2	2	3	3	1
八十一歳以上八十五歳迄	1	1	2	2	3	3	1
合計	18	17	31	35	26	32	75
合計	159	184	343	399	267	326	849

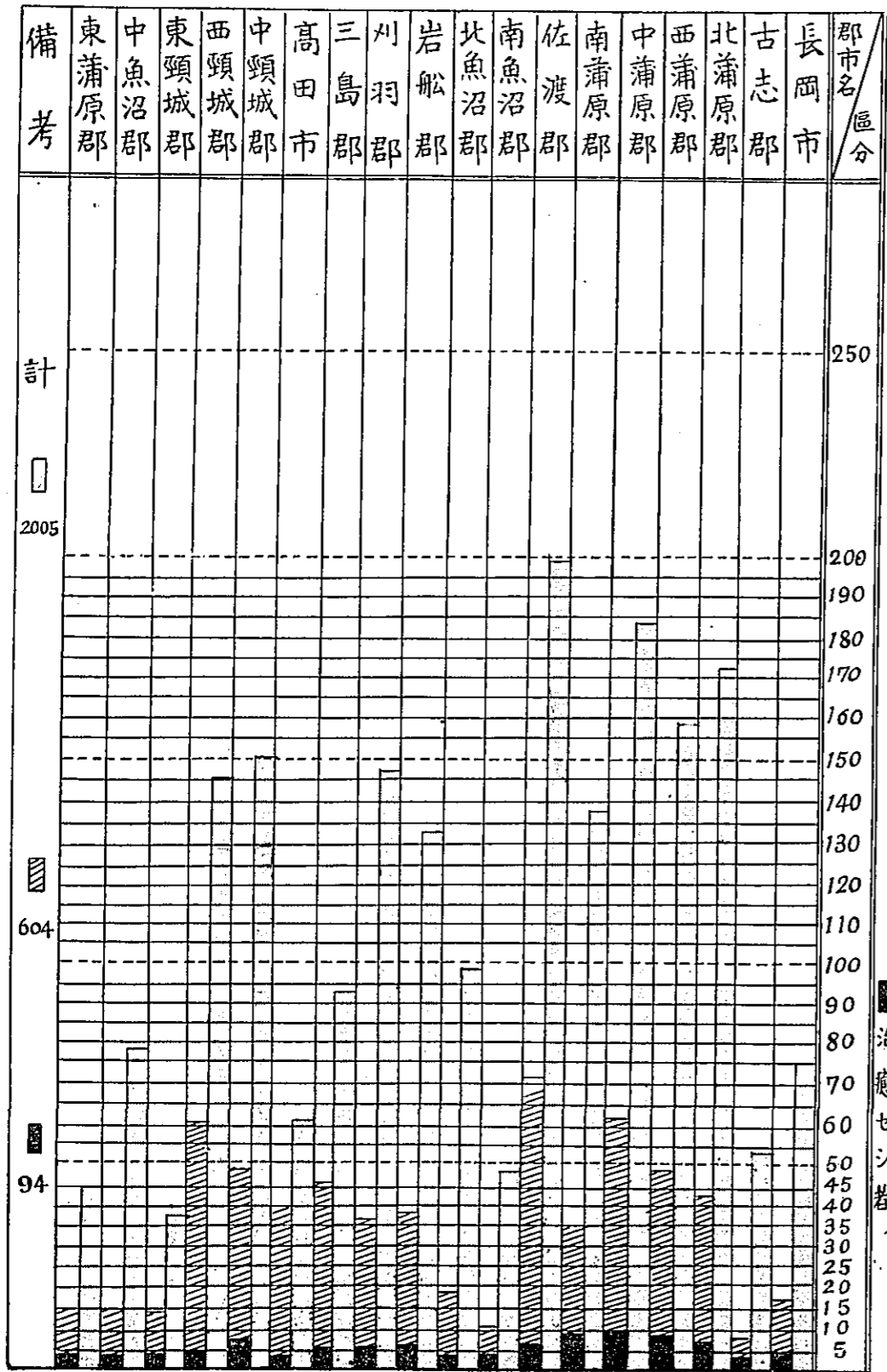
失明者診断区分表 (新潟縣恩光會調査)

郡市別	受診人口	全		盲		片眼		眼	
		見込アリ	見込ナシ	見込アルモノノ百分比例	見込アリ	見込ナシ	見込アルモノノ百分比例	見込アルモノノ百分比例	
古志郡	52	4	3	7.7%	2	1	2.3%	1	1.9%
長岡市	75	8	8	10.7%	8	1	10.7%	1	1.3%
合計	127	12	11	9.5%	10	2	7.9%	2	1.6%

郡市別	受診人口	全		盲		片眼		眼	
		見込アリ	見込ナシ	見込アルモノノ百分比例	見込アリ	見込ナシ	見込アルモノノ百分比例	見込アルモノノ百分比例	
北蒲原郡	172	28	105	61%	16	23	13%	39	23%
西蒲原郡	157	33	122	78%	15	20	13%	35	22%
中蒲原郡	183	42	141	77%	19	22	12%	41	23%
南蒲原郡	137	30	107	78%	15	22	16%	37	27%
佐渡郡	197	52	145	73%	29	29	15%	58	29%
南魚沼郡	48	9	39	81%	6	10	13%	16	17%
北魚沼郡	96	19	77	80%	11	10	11%	21	22%
岩船郡	133	16	117	88%	7	10	12%	17	16%
刈羽郡	146	22	124	85%	11	17	15%	28	22%
三田郡	94	22	72	77%	4	7	10%	11	15%
高田市	60	8	52	87%	4	7	12%	11	17%
中頸城郡	150	37	113	75%	17	27	18%	44	39%
西頸城郡	145	32	113	78%	13	20	14%	33	23%
東頸城郡	37	6	31	84%	1	7	19%	8	25%
中魚沼郡	79	16	63	80%	7	11	14%	18	23%
東魚沼郡	44	11	33	75%	5	7	21%	12	36%
合計	2,005	385	1,620	81%	156	213	13%	469	29%

備考 見込ありとは治療により視力回復の見込あるもの。
 新潟市の部は新潟佛教協會にて調査せしにより當會の検査省略す新潟市の診断区分は受診者百六十人の中視力回復の見込あるもの三十九名。
 恩光會の診断結果より見たる新潟縣下に於ける盲人の失明原因、視力三米以内の
 指數を辨じ得る老若男女盲人の統計一千六百八十人に就て (新潟縣恩光會調査)

失明原因	計	盲人百分比	失明原因	計	盲人百分比
先天性	78	4.6%	ト	317	18.8%
角膜炎(榮養不良)	129	7.6%	核	19	1.1%
初生兒膿漏眼	32	1.9%	腺病	164	9.7%
成人膿漏眼(淋毒性)	220	13.0%	障	74	4.4%



新潟縣失明者視力恢復見込表

失明者受診者
視力回復見込者(十月三十日現在)
治癒者

備考 一歳より十歳に至る四五・五七%

年齢	人数	百分比
一歳	1	0.05
二歳	2	0.10
三歳	3	0.15
四歳	4	0.20
五歳	5	0.25
六歳	6	0.30
七歳	7	0.35
八歳	8	0.40
九歳	9	0.45
十歳	10	0.50
十一歳	11	0.55
十二歳	12	0.60
十三歳	13	0.65
十四歳	14	0.70
十五歳	15	0.75
十六歳	16	0.80
十七歳	17	0.85
十八歳	18	0.90
十九歳	19	0.95
二十歳	20	1.00
二十一歳	21	1.05
二十二歳	22	1.10
二十三歳	23	1.15
二十四歳	24	1.20
二十五歳	25	1.25
二十六歳	26	1.30
二十七歳	27	1.35
二十八歳	28	1.40
二十九歳	29	1.45
三十歳	30	1.50
三十一歳	31	1.55
三十二歳	32	1.60
三十三歳	33	1.65
三十四歳	34	1.70
三十五歳	35	1.75
三十六歳	36	1.80
三十七歳	37	1.85
三十八歳	38	1.90
三十九歳	39	1.95
四十歳	40	2.00
四十一歳	41	2.05
四十二歳	42	2.10
四十三歳	43	2.15
四十四歳	44	2.20
四十五歳	45	2.25
四十六歳	46	2.30
四十七歳	47	2.35
四十八歳	48	2.40
四十九歳	49	2.45
五十歳	50	2.50
五十一歳	51	2.55
五十二歳	52	2.60
五十三歳	53	2.65
五十四歳	54	2.70
五十五歳	55	2.75
五十六歳	56	2.80
五十七歳	57	2.85
五十八歳	58	2.90
五十九歳	59	2.95
六十歳	60	3.00
六十一歳	61	3.05
六十二歳	62	3.10
六十三歳	63	3.15
六十四歳	64	3.20
六十五歳	65	3.25
六十六歳	66	3.30
六十七歳	67	3.35
六十八歳	68	3.40
六十九歳	69	3.45
七十歳	70	3.50
七十一歳	71	3.55
七十二歳	72	3.60
七十三歳	73	3.65
七十四歳	74	3.70
七十五歳	75	3.75
七十六歳	76	3.80
七十七歳	77	3.85
七十八歳	78	3.90
七十九歳	79	3.95
八十歳	80	4.00
八十一歳	81	4.05
八十二歳	82	4.10
八十三歳	83	4.15
八十四歳	84	4.20
八十五歳	85	4.25
八十六歳	86	4.30
八十七歳	87	4.35
八十八歳	88	4.40
八十九歳	89	4.45
九十歳	90	4.50
九十一歳	91	4.55
九十二歳	92	4.60
九十三歳	93	4.65
九十四歳	94	4.70
九十五歳	95	4.75
九十六歳	96	4.80
九十七歳	97	4.85
九十八歳	98	4.90
九十九歳	99	4.95
百歳	100	5.00

失明年齢の統計 (年齢は数へ年より一を減せり) 新潟縣恩光會調査

失明原因	人数	百分比
小兒	38	1.90
眼病(角膜炎、網膜炎、水腫)	50	2.50
家族性視神經消滅症	29	1.45
梅毒	9	0.45
中毒	1	0.05
他	1	0.05
不明	36	1.80
原因不明	62	3.10
原	36	1.80
因	26	1.30
不	3	0.15
明	2	0.10
計	362	18.10

校長及教員(單級學校の)は、「三」記載の傳染性眼病の爲學生の登校を停止したる場合には直ちに所轄警察署に報告すべし。
七、寄宿舎、大學官費寄宿舎、養育院並其他の寄宿舎に於ては其寄宿舎を流行性に發生する傳染性眼病ある間又は消失後間もなく故郷に退去せしむることを得ず。

但し傳染の危険なき醫師の鑑定あり且つ醫師の必要とする注意の實行を認められたる場合は此の限りにあらず。

八、教員及他の學校勤務者にして相互に傳染性眼病(A及B)に罹れるものは校長及所轄警察署に遅滞なく報告すべし。

患者にして學校に居住する場合は校長は更に患者に治療を受けしめ且つ醫師の要求あるときは隔離す。

患者にして學校外に居住する場合は疾病ある間登校することを得ず。

但し醫師の傳染の危険なき鑑定あり且つ身體被服類完全に消毒せられたる場合は此の限りにあらず。

患者にして「一」(B)記載の疾病に罹りし場合若くは膿の分泌なきときは學校勤務を繼續するも差支なし。

九、教員及他の職員の家「一」(A)及(B)に掲ぐる疾病者ありたる場合は醫師より本病が學校に蔓延の虞なき旨の證明ある場合に限り其の職務に服することを得。

一〇、學校内、學校所在地、通學生の居住する隣接地に多數の傳染性眼病發生の場合は校長は郡長及警察行政官に向つて學生其他學校に住む全員に對し醫官の検査を要求す、何回検査を反覆すべきやは醫官に聽問したる上官廳に於て決定す。

一一、傳染性眼病を有する學生の治療は醫師の證書に従ひ兩親に於て督勵せざる限り警察署に於て治療す。

一二、學校に傳染性眼病在る間學校の床、室及便所は日々清潔を保ち教室は時間外中努めて換氣をなし便所は警察署の規定に従ひ消毒すべし、戸のかけがね机腰掛の類は日々放課後微温水に「カルホール」又は石鹼を入れたものにて拭ふべし。

此の規則は「七」に掲げたる收容所殊に其居室作業室、並に寢室に迄及ぼす。
一三、一級又は全學校を傳染性眼病の爲閉鎖するには只稀に必要なべし而して只郡長又は市に於ては警察行政が醫師に聽問の上なし得るものとす。

結膜臆胞性カタルの場合は必要なし顆粒病の場合と雖も學生の多數が眼の分泌を患ひ居るときに限る。

遷延の危険あるときは學校長又は所轄警察署に在りては醫師の鑑定に基き一時的學校閉鎖を行ふことを得此の場合本件に關し郡視學官及郡長に速に報告すべし。

一四、傳染性眼病により閉鎖したる學校又は級を再開する場合は郡長又は市に在りては警察行政官制規に基きて行ふ其際學校各部は徹底的

に清潔にし且つ消毒することを要す。

一五、本則「一」「四」は個人の教授乃至保育所並に累進學校 (Fortbildungsschule) 手藝學校、兒童保護所、(Kinderbewahrungsanstalt) 遊戯幼稚園、兒童園等に適用す、斯くして一八九八年には一〇人の學校醫を決議し、「トラホーム」醫を代理することとなり、勿論最初は「トラホーム」に關する事務のみを行ひしが後に其の職務規定第五條に依り毎年二學校教室を徹底的に検査するが如き制度となれり。

(二) 豫防施設としての企畫(「トラホーム」病院其他)

多數の外來診療所を郡又は市立病院に附設し、規則的外來診療所を行ひ又は學校に於て教員の助手とし、此の教員は之れが爲報酬を受けつゝ診療を助くることとし、若くは學校看護婦を設けて點眼洗眼を行はしめ醫師は之を監督する方法を取れり。

又必要に應じて患者は郡立診療所又は此の目的の爲に設立されたる「トラホーム」病院に移して固定的治療を加へたり。

其他半年、必要に感じては尙屢々反覆する「學校」トラホーム「検査」を行ひ、此れに要する「地方眼科醫」をも設置せり。此者は必要に應じ收容所、寄宿舎、大學寄宿舎、養育院其他の寄宿舎、時としては全住民の検査を施行せり。

(三) 學生治療

學生治療は一般に良く行はれ居れり、例へばキョーニヒスベルグに於ては一八九七年、一七、五五三人の學生中七九〇人の「トラホーム」患者及四八四人の疑似患者を發見せり。此の報告に續いて市より派遣したる一〇名の醫師は全市學生を更に檢し、五、八四七人の「トラホーム」學生を發見せり。其の治療區分左の如し。

- 三四人.....クリニツクにて
- 五五人.....兩親の家にて
- 一〇六七人.....二七の特別「トラホーム」クラスにて
- 四、二一人.....學校に於て醫師指導の下に教員により

超へて一八九九年更に同市の學生一七、五五四人に對し検査せる結果五三八人「トラホーム」學生を發見せり、而も此の數は一三〇名の新患者を加へたるにも係らず爾後半年の間に三九三に迄低下せると、同時に病症も大に減じたり。之が爲め「トラホーム」患者に對する平行級は解除することを得たり。

「トラホーム」醫の代りに任命せられたる學校醫に對しては、「トラホーム」學生を休眼中に治療せしむる爲に種々なる收容所又は眼科醫に照會すべく命ぜられたり。

(四) 小學教員に對する短期講習

尙獨逸（プロイセン、東部獨逸）殊に本病々地帯を有する地方に於ては小學校の教員に對し「トラホーム」に關する短期講習を施行し（診断、傳染、治療等）、有力なる醫師介助機關とし、且同時に學童保護者に對し必要なる豫防治療事項を周知徹底せしめつゝあり（一九〇六年頃）。

二、アメリカ合衆國諸學校に於ける「トラホーム」豫防施設

(一) モンタナ州

傳染病豫防法第四十一條（一九二〇年三月九日）

「トラホーム」は傳染病として取扱はれ次の制限に服すべきものとす。

- (A) 「トラホーム」に罹れる兒童は如何なる公私の學校又は教區の學校にも通學するを許さず。
- (B) 教師は受持兒童に「トラホーム」に罹りし疑あるときは郡醫並に地方衛生官吏及右兒童の兩親に通知すべし。
- (C) 本病を有する兒童並其兩親は他の者へ傳染の豫防方法並に共同手拭、洗面器を使用するの危険に付特別な指示を與へらるべきものとす。

(二) ニュウヨーク州

傳染病豫防法第二十七條（一九二〇年四月二十七日及五月二十七日）

「トラホーム」に罹りたるものは公私の學校日曜學校又は公私の集會に出席すべからず又は其の出席するを許可すべからず斯る除外は地方衛生當局により本法の規定又は州衛生局の特別規定と抵觸せざる範圍に於て一定の期間並に條件の下に之を爲すべきものとす。

(三) ノース、ダコタ州

傳染病豫防法第二十四條（一九二〇年一月七日）

「トラホーム」に罹れる者は公私の學校教區の學校又は教會に通ふを許さず但し醫師が學校當局並衛生官吏に對し書面を以て傳染の危険なき旨を立證し且醫師の看護の下に於てする場合此の限りに非らず。

(四) オハイオ州

傳染病豫防法第十六條（一九二〇年六月一日より施行）

「トラホーム」患者は傳染の危険なきに至る迄學校、公私の施設並他の公衆集會に出席すべからず、「トラホーム」患者は衛生委員の指定したる醫師の傳染し危険なき證明書を提出する場合の外、學校其他公私の施設又は公衆集會所に入るを許さず。

(五) ペンシルバニヤ州

急性結膜炎「トラホーム」に罹れる兒童其他の者は公私の學校教區の學校、日曜學校又は他の學校に通學するを許さず從て公私學校、教區の學校其他類似學校を管理する校長、監督者、教師等は斯る兒童を右學校より除外すべく斯る除外は右兒童が全癒し又は何等傳染性を有せざるに至る迄續續すべきものとす。

本令により學校より除外せられたる兒童及其他のものは傳染の危険なき旨醫師の證明書を提出する迄復校するを許さず。

(六) イリノイ州

傳染病豫防法第八條（一九二〇年十月一日より施行）

傳染の危険ある「トラホーム」患者は其分泌物消失する迄學校其他公衆集會に出席することを得ず但し治療證明書あるものは此の限りにあらず。

其他亞米利加合衆國に於ては現在二十九州に於ては「トラホーム」は届出づべき傳染病として傳染病豫防法中に包含せられ何れも學校に於ける兒童の「トラホーム」につき明記しありて前數州のものと大同小異なり。

第二 我國學校に於ける豫防措置

學校殊に小學校が本病蔓延の有力なる媒介地と目せられつゝあるは既述の如し。從つて學校に於ける豫防措置の徹底如何は直に本病の消長に重大關係あるや自明の理にして同時に「トラホーム」國民教育上無言の間に多大の効果を收むるや否の岐るゝ處と云はざる可からず。世界各國が本病豫防上先づ軍隊及小學校に就て第一手を染めたるも亦理ありと云ふべし。

一、豫防 諸 規 定

日本に於ても夙に明治三十一年（學校醫設置規定を制定し、又「學校傳染病豫防規程」を制定し。本病を傳染病の第四類に編入し豫防の道を示せること次の如し。

學校傳染病豫防規程抜萃（文部省令第十八號）
（大正十三年九月九日改正）

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第四類「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他傳染性皮膚病（以下略ス）

地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其他傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スヘシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同シ

第六條 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治療シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ズ但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病

ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキ又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲ケル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑アル者若ハ其死體ヲ發見シタルトキハ直チニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲ケル處置ヲ爲スヘシ

四、第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スヘシ

第九條 第三條第二項又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生、生徒兒童アル場合ニ於テハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スヘシ

七、「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲ケル豫防處置ヲ爲スノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル専用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、手洗水ハ流出裝置ト爲スコト

二、共同手拭ヲ備ヘサルコト

三、學生、生徒、兒童ノ數ニ應ジ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スルコト

四、宿直其他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自専用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト

第十七條 本規程ニ依リ行フ清潔方法ノ要項左ノ如シ

五、第二類、第三類及第四類ノ傳染病ニ付テハ衣類、寢具、書籍、器具、玩具、壘、敷物ヲ清潔ニスルコト

即獨逸に於ける豫防規定と相似たるものあり。要するに制度の上には右の如く完璧を期し居れるも之れを現下我國の實情に照せば諸外國に於ても其昔困難せるが如く到る處稍もすれば徹底味を缺くの嫌なからず。

二、「トラホーム」豫防法公布前の豫防措置

大正六年頃即「トラホーム」豫防法公布前各府縣學校「トラホーム」豫防狀況を見るに大要如次、當時既に各府縣其學校「トラホーム」豫防の爲め相當の注意と努力とを拂ひつゝありしことを視ひ得べし。

大正六年頃全國學校「トラホーム」豫防施設

學校「トラホーム」の豫防施設に關シ大正五年文部省普通學務局の調査を發表せる要領を摘録すれば大要次の如し(大正六年九月「トラホーム」豫防協會雜誌より)

- 東京 「トラホーム」治療醫を以て組織したる學校醫會。
- 大阪 堺市にて專任看護婦五名治療專従と東成郡一名對二錢七厘の補助を與へ治療。
- 長崎 鏡意撲滅中。
- 埼玉 縣醫治療四〇校。
- 群馬 學校醫會設立治療方法研究中。

千葉 學校醫會にて診療實行立案。

茨城 調査出張。 東葛飾郡診療狀況報告を徴す。

三重 「トラホーム」豫防を學校衛生の主なる事項に含む。

愛知 名古屋市には學校醫會にて統計治療器具設備、陸海軍治療票交付、醫師會と交渉半額治療。

静岡 前年又は毎學期檢診統計患者名簿作成心得配布講話。

山梨 北都留郡醫學校と共に豫防法調査。

滋賀 一小學校「トラホーム」兒童掃除免除及豫防治療内規制定。

岐阜 學年末診療結果調査、豫防勵行。

長野 治療設備調査研究を主なる施設とす。

宮城 一郡徵候標準統一、仙臺春秋検査。

岩手 一郡豫防努力一郡檢診醫設置。

青森 學校幼稚園に對し縣令訓令を以て努力、青森市各小學專任看護婦(三)。

山形 縣令明治四十一年(小學校「トラホーム」豫防標準)を以て努力。

秋田 一小學校「トラホーム」豫防訓令明治四十二年規定を以て努力。

石川 一郡治療施設備充實、入學前診療。

富山 毎年四月高岡市に學校醫會開催兒童檢限分擔一郡「トラホーム」報告を徴す。

島根 學童「トラホーム」訓令(明治四十三年)平素の豫防消毒檢診殊に新入學兒童檢診報告を徴す。

岡山 松江市教員に點眼講習、一郡訓令にて兒童衛生努力。

廣島 縣下一般努力。

山口 學校醫會に豫防協議、縣訓令(明治四十一年)學校豫防並に設備命令。

香川 高松市專門醫一專任校醫と共同治療。

愛媛 一郡「トラホーム」講習聽講者教員町村公設治療所設置學童治療。

福岡 若松市若松病院より週一出張治療、其他各校努力。

大分 各校診療職員解除。

佐賀 一郡新入兒檢限入學前治療一郡郡醫師會無料治療。

宮崎 縣訓にて努力。

鹿兒島 豫防規定設置、年一治療成績報告。

沖繩 一郡學校にて輕症治療其他豫防注意、中頭郡豫防治療心得注意、一郡大正六年より各村治療費計上職員治療。

三、最近に於ける状況

又最近文部大臣官房學校衛生課の發表に係る各府縣學校「トラホーム」豫防施設を見るに、其大要如左（大正十二年内學校「トラホーム」治療並應急處置に關し大正十三年學校衛生課長より各地方長官に照會集計したるものにして小學校、公私中學校、公私高女、同實業學校及師範學校に關する事實なり）。

現在學校數	治療室數	割合
（北海道、新潟、愛知、島根は報告なきを以て除く）	一八、九七七	四・七七%
治療室（註一般的の意）	九〇四	四〇・四八%
臨時教員室の一部利用	七、六八三	四九・七三%
學校内にて「トラホーム」治療を行ふ	九、四三八	五一・二九%
應急處置を行ふもの	九、七三四	

以上に就て更に學校内にて「トラホーム」治療を行ふや否に關し細調すれば

學校内治療小學校（小學校數一七、二二七）	割合
中學校 公立	五一・六四%
同 私立	三〇・三五%
高等女學校 公立	一四・六七%
同 私立	三八・〇〇%
實業學校 公立	一五・七八%
同 私立	三五・七二%
師範學校 男	七・六一%
同 女	三八・八九%
同 女	三九・六二%

又之れを府縣別に見るに小學校に於て「トラホーム」治療を行ふもの

多き方	八〇%以上
静岡県、山口、和歌山、秋田、滋賀	
少なき方	八%以下
千葉、鳥取	
全く行はざるもの	
群馬	

（但し前記報告なき一宮三縣を除く）

中等學校に在りては小學校に比し本病罹病率僅少なる丈、而して自宰觀念發達せる大學校内治療設備は著しく減少し各種學校共三十七・八%臺に下り、私立各學校は更に一層少數の學校内治療率を示せり。蓋し公私に比し經濟關係其他に制肘せらるゝ關係ならんか（以上文部省學校衛生課發表大正十四年「トラホーム」豫防協會雜誌）。

四、學校「トラホーム」治療成績

今各府縣最近一年間の學童治療成績を見れば如次（治療と治療との條下學校兒童「トラホーム」治療成績表参照）、回報を居たる神奈川、兵庫、茨城、栃木、三重、愛知、静岡、山梨、滋賀、岐阜、青森、石川、富山、鳥取、岡山、和歌山、徳島、愛媛、熊本の十九縣の合表に於て患兒童數

全 治	四一、七六九
未 治	一二七、七三八
全 治 %	二七九、一四三
全 治 %	三〇・五七

の數を示し其全治成績は特設治療其他に比し必ずしも、良好と云ひ難きも大數兒童に對する治療成績としては寧ろ良好なりと見るべく一方治療を受けざる兒童は五・三%に相當せり。

五、學校醫並學校看護婦

學校醫の數字的普及必ずしも直接本病の減少と一致せざるべきは勿論なるも亦以て一要素たらずとせず。

（文部省統計）

年 度	小 學 校 數	學 校 醫 設 置 學 校 數	%
大 正 九 年 度	二〇、八四五	一八、〇〇六	八六・四
同 十 年 度	二〇、七七五	一八、三五四	八八・四
同 十 一 年 度	二〇、七五〇	一八、八九五	九一・一
同 十 二 年 度	二〇、六三五	一八、八四一	九一・三
同 十 三 年 度	二〇、五四五	一八、八三四	九一・七

前記の如く學校醫設置の校數は漸次増加し大正十三年には殆んど九割二分に近き好成绩を示せり。又學校醫の實人員に於ても

大正九年度	一、一七五
同 十年度	一、二、五四一
同 十一年度	一、三、八〇五
同 十二年度	一、三、二一九
同 十三年度	一、三、四三九

にして逐年増加しつゝあり。學校衛生の面目を更に新にすべき一階梯たると同時に本病豫防上の效果漸く著しきものある。

更に學校看護婦普及の状を見るに添付看護婦設置状況表の通り全然之れなきは茨城、山梨、鳥取の三縣にして他は數の如何に係はらず設置せり其件數(學校數)四一三にして之れに奉職する學校看護婦數九一七人經費五十四萬五千餘圓に支出しつゝある盛況なり。

次に大正十二年以來の設置状況を見るに、年々著しき遞増を示し大正十五年には一躍三倍に上り其急速なる發展の状寧ろ驚くべきものあり。各府縣の分布状態に於ては

大 阪	二〇〇人以上
東 京	七二
長崎、福岡	五〇—六〇未満
北海道、兵庫、佐賀	四〇—五〇未満
廣 島	三〇—四〇未満
岩手、秋田、新潟、岐阜、山口、香川、熊本	二〇—三〇未満
青森、山形、千葉、石川、愛知、岡山	一〇以上

にして其他は何れも十人以下に屬し埼玉、福井、高知、沖繩は各一人なり。

六、爾他の豫防措置

(一) 學校衛生に關する講習會

は一般學校衛生の向上發達を目的とするや論なきも同時に本病豫防上利する處亦決して少なからざるべく、文部當局に於ては近時年々此れを開催し、大正九年以來學校醫、教員、體操、教員、學校看護婦其他之れを受くる者

大 正 九 年 度	一五七
同 十 年 度	四六九
同 十 一 年 度	四二九
同 十 二 年 度	二七七
同 十 三 年 度	四三二

に及び此れ等が各府縣に分配せられて學校衛生問題討究の中心機關として活動しつゝあるは申す迄もなく、總て本病豫防上に間接に效果を

齎すこと必然なり。其他別途記載(各府縣「トラホーム」豫防知識普及方法参照)の通り、何れの府縣に於ても講習の種類、受講者の種別こそ異なれ、主として本病豫防の目的を以て學校教員、學校看護婦等所謂治療補助機關の養成に努むるもの漸次増加しつゝあるは慶ぶべき現象なり。

(二) 學校兒童生活に對する知識普及の方法として特筆に値するは

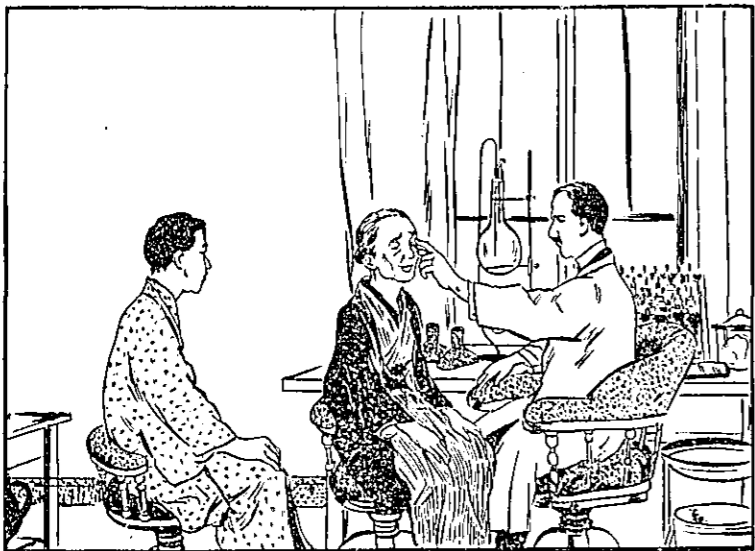
小學兒童修身教科書

中「トラホーム」に關する記載あるの事にして特に迷信を附加したる構想一層興味あるに似たるもさる代り迷信の印象のみ深く「トラホーム」の觀念強く残らざるにあらざるか兒童に就き調査の結果此の感を懐くものなり。

尋常小學修身書 (卷 四)
文 部 省

第十七 迷信におちいるな

或町に目をわづらつてゐる女がありました。迷信の深い人でかねてあるところのお水が目の病によいといふことを聞いてゐたので、それをもたらせて来て用ひました。けれども病は日々重くなるばかりで何のしるしも見えませんでした。或日親類の人がみまひに来て、おどろいて、むりにおしやのところへつれて行つて、見てもらはせました。おしやはしんさつをして、「これははげしい「トラホーム」です。右の目は手おくれになつてゐるので、なほすることは出来ません。左の目はまだ見こみがありますから、手術をして見ませう。これも今少しおくれたら、手のつけやうもなかつたでせう」といひました。その後手術をうけたおかげで左の目はやう／＼なほりました、がその女は、「自分のおろかなため、だうりに合はないことを信じて、まつたくのめくらにならうとしました。おそろしいのは迷信でございますとつね／＼人にはなしました。



其他多くの學校に於て本病に關する掛圖あり(只此れが利用に至つては自ら甲乙あるべきも)。其他の知識普及方法としては一般國民に於けると異なる處なく、普通、學校醫をして之れに當らしめつゝあるは勿論なるも亦府縣技術員の檢診時に行ひ若くは掛圖類を以てする等に努め居れり、中には府縣直接の事業として學童に對し知識普及の講演を爲さしめ、續いて之れに對する學童の感想を發表せしむるが如き方法を取れるあり。(岡山縣、茨城縣)

就學前兒童に對し「トラホーム」檢診を施行し其治療を督するは學校「トラホーム」豫防上最も重要な施設の一つとも云ふべく(新潟、石川、佐賀、島根等)、此の施設は學校家庭兩方に向つて豫防上一大刺戟を與へつゝあるが如し。

(三) 其他學校殊に小學校及幼稚園の本病豫防の爲めに縣令又は訓令を發して豫防上の心得を提示し、設備を命じ診察を督勵せるもの亦少なからざるは前記豫防法公布前學校「トラホーム」豫防施設記載の通りなり。

七、新潟縣學校「トラホーム」豫防措置 (昭和二年訓)

(一) 學校治療の普及状況

縣下の小學校(中等學校は略す)は本校八二二校、分教場一九二合計一、〇〇四(昭和二年)なるが、内調査したる八〇〇に就て見るに期間の長短醫師の種類如何に係はらず。

治療の種類	校数	計に對する%
學校にて治療す	四一〇	五〇・一
治療券を交付し任意治療督勵	一三四	一六・八
全然治療せず	二五六	三三・一
計	八〇〇	一〇〇・〇

の割合にして即ち半數強は學校に於て治療し、一割六歩は任意治療を督勵せり(後者は實際治療せるや否不明なるも)。此の兩者を合するときは約六割七歩は治療を加へつゝあるも三割強は治療を爲し居らざる實況なり。

(二) 學校治療と治療醫

又學校に於て治療しつゝあるものを治療者の種類に分てば如次

治療の種類	校数	治療校對%
眼科専門醫の治療	二五	六・六
普通醫師の治療	三七一	九三・三

にして眼科専門醫の治療を受くるものは新潟、長岡、高田の三市の小學校を主とし一割に満たざる小數を示し、九割三分は皆一般醫師の治

療を受けつゝあるものなり。

次に醫師の介助機關としての學校看護婦、學校教員等に依る治療種類別を見るに

治療の種類	校数	計に對する%
學校看護婦に依る治療	九二	二三・二
學校教員に依る治療	一九八	五〇・〇
醫師のみに依る	一〇六	二六・八

近時學校に於て「トラホーム」治療を行ふもの著しく増加の傾向あり、殊に看護婦を設置するもの漸次其數を増し來りつゝあるは一般學校衛生上醫師の補助機關として有效なるのみならず、本病豫防上より見るも亦誠に意義ある施設と云ふべく、而して學校看護婦をして治療せしめつゝあるは三市を初め主なる町部なり。

(三) 治療期間

更に治療の期間に就き調査するに大要如次、一 一ヶ月間の治療を爲すもの最多にして次は時々、年中、不明等の順序となり(年中治療には學校休日を除く外毎日)——主として市部——一週一回——二回或は月何回等を含む)、一ヶ月未満及三——九ヶ月は最も少なし。

治療期間	校数	%
一ヶ月迄	三八	九・二七
一ヶ月以上二ヶ月迄	一三九	三三・九〇
三ヶ月以上四ヶ月迄	三	〇・七三
五ヶ月以上九ヶ月迄	四	〇・九八
年々	七〇	一七・〇七
時々	九四	二三・九三
不明	六二	一五・二二
計	四一〇	一〇〇・〇〇

斯くして治療せるもの

治療の種類	患者数
大正十五年患者數	二八、二二二
治療者	一一、四八二
割合	四〇・六八%

の成績を挙げ居れり(治療と治療との條下小學校兒童治療成績表参照)。

(四) 治療以外の豫防施設

としての手拭其他を調査するに

手拭を各自携帯
 「トラホーム」児童を教室にて別にす
 「トラホーム」児童保護者に注意す
 「ボスター」掛圖あり

校数 調査校数對%

七四四 九六・七五
 四五 五・六三
 七九七 九八・六〇
 五一八 六五・〇〇

即手拭の各自携帯及保護者の豫防上の注意を與ふる點に於ては殆んど全く普及し、ボスター掛圖類は六割五分に及ぶも、教室内外に於て本病児童を隔離取扱居る學校は僅々五・六三%に過ぎず。蓋し児童の隔離取扱は其方法並に同地方に於ける一般知識程度如何等に依りては児童の心理的發育に至大の影響を及ぼし、却つて教育上惡結果を齎すの虞なきを保し難きを以て、隔離數の少なきは無理からんこと云ふべきか。

次に便所手洗裝置の押上式に就て調査するに

校数 計に對する%

押上式を用ゆる學校 三四八 四三・五〇
 括 檢 式 四六 五・七五
 不 明 一一三 一四・一三
 手洗鉢 其他 二九三 三六・六三
 計 八〇〇 一〇〇・〇

にして押上式及括檢式を合すれば約半數に達し比較的能く普及せり。而して此の種施設は獨り「トラホーム」豫防上のみならず一般傳染病豫防の上よりも極力督勵中に屬すれば、更に急速の勢を以て普及すべきものと思料せらる。

本縣學校營の數は大正十五年昭和元年度に於て

種 別	學校(分教場) (ナ除ク)	學校醫アル 數	學校醫數	種 別	學校(分教場) (ナ除ク)	學校醫アル 數	學校醫數
小 學 校	八一二	七八三	八三七	實 業 學 校	二五	一一	一一
師 範 學 校	一三	三	三	女 學 校	一一	一一	一一
中 學 校	一五	一五	一五	共 計	一一二	一一二	一一二
高 等 女 學 校	二五	二五	二五				

にして小學校は九六・二%其他は何れも一〇〇%普及せり又學校看護婦は
 師 範 附 屬 三
 其他 小 學 校 三〇

(五) 補助の關係より見たる豫防狀況

補助の關係より學校「トラホーム」豫防並に治療狀況を見るに本縣は(新潟縣に於ける特殊の施設の部補助の附表参照)明治末葉より學校一般共本病豫防並に治療施設に對し補助を繼續し來りたるが、近年に於ける補助の大部分は學校「トラホーム」豫防並に治療費に對する補助にして其割合大要如次(學校「トラホーム」治療補助中一般民衆治療費の一部を包含し)一般民衆中にも同様少數の學童治療補助費を含む。

年 別	補 助 額	内 學 校 治 療 費 ニ 對 ス ル 分	年 別	補 助 額	内 學 校 治 療 費 ニ 對 ス ル 分
大 正 九 年	二、七八四	一、四六〇	大 正 十 四 年	二、〇〇六	八五二
同 十 年	三、七一二	二、四二二	同 十 五 年	二、九〇〇	一、三三一
同 十 一 年	二、五四九	二、三八三	昭 和 二 年	二、七二九	一、二五九
同 十 二 年	四、五六六	二、四一四	計	二五、二四三	一四、八四三
同 十 三 年	三、九九七	二、七二二			

備考 學校治療は主として三市に於ける専任醫並に之れに伴ふ治療費に對する補助なり。
 即五八・八%は實に學校殊に主として小學校「トラホーム」治療補助費に屬し、他の大部は市町村の開設に係る治療所に對するものなり。

(六) 就學前「トラホーム」檢診並に治療

本縣に於ても大正十五年「就學前身體檢査規定」を設け、兩來縣下一齊に之を施行し、「トラホーム」の檢診並に入學前治療を督勵し來りたるが、如斯施設は獨り患者の早期發見及治療促進、延びては校内感染防止上效果あるのみならず、治療並に豫防に關する國民教化の點より見るも最も有力なる方法として歡迎されつゝあり。試みに昭和二年度の檢診成績を見るに左表の如く男一〇・九〇女二・三二六平均一二・〇八(平均の平均)患者を發見せる狀況にして、既に就學の始期より斯く多數の患者ありとせば、若し之れ等兒童をして何等の注意を拂はず入學せしめんか學校内感染の率を高からしめ修學上の支障亦決して少なからざるべし。

(以下各表参照)

新潟縣昭和二年度就學前兒童「トラホーム」検査表

郡別	百分		郡別	百分	
	男	女		女	男
北原郡	一一・六七	一〇・五〇	刈羽郡	八・〇〇	九・五三
中野郡	一一・〇九	一三・四一	東城郡	一二・九四	一八・七二
西原郡	一三・一七	一五・六六	中城郡	七・五八	九・六六
南原郡	一〇・七四	一〇・一六	西船郡	一〇・六二	一二・六九
東原郡	一四・五八	八・九三	佐波郡	二・九六	二・三五
三島郡	一五・〇八	一二・八〇	新潟市	一五・一九	一七・八八
古志郡	六・九五	二・八九	長岡市	九・二一	一六・一三
北魚沼郡	一一・〇四	二・三・五一	高田市	二・七九	四・一一
南魚沼郡	五・一四	六・一六	平均	一〇・九〇	一三・二六
中魚沼郡	七・六九	一一・五二	平均	一・八二二	一一・〇六
検査人員	一四、一四二	一、五四二	患者数	一、八二二	一、二〇六

小學校醫に關する調査 (雜誌「トラホーム」第三九號)

道府縣別	學校數	児童數	學校醫アル數	學校醫一人當児童數	學校醫一人當児童數	平均額	同上平均額	備考
北海道	一、五六	四九、四三	一、一五	九〇	三	三	私立學校ヲ含マズ	
東北道	三〇〇	三九、七五	三六	九三	三	三	私立學校及東京市立學校含マズ	
東京都	三六	一〇、五九	三	三六	三	三	私立學校ヲ含マズ	
大阪府	五二	一八、七六	九	二一	二	二	私立學校ヲ含マズ	
京都府	三六	二〇、二八	二	一〇	二	二	同	
兵衛庫	三七	三三、四七	四	八三	二	二	同	
長崎縣	三三	一七、七三	三	六〇	二	二	同	

道府縣別	學校數	児童數	學校醫アル數	學校醫一人當児童數	學校醫一人當児童數	平均額	同上平均額	備考
北海道	一、五六	四九、四三	一、一五	九〇	三	三	私立學校ヲ含マズ	
東北道	三〇〇	三九、七五	三六	九三	三	三	私立學校及東京市立學校含マズ	
東京都	三六	一〇、五九	三	三六	三	三	私立學校ヲ含マズ	
大阪府	五二	一八、七六	九	二一	二	二	私立學校ヲ含マズ	
京都府	三六	二〇、二八	二	一〇	二	二	同	
兵衛庫	三七	三三、四七	四	八三	二	二	同	
長崎縣	三三	一七、七三	三	六〇	二	二	同	
新潟縣	八	三三、七九	六	五六	二	二	同	
富山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
石川縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
福井縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山形縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
青森縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岩手縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
宮城縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
鳥取縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
島根縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山形縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
青森縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岩手縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
宮城縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
鳥取縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
島根縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山形縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
青森縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岩手縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
宮城縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
鳥取縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
島根縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山形縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
青森縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岩手縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
宮城縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
鳥取縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
島根縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山形縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
青森縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岩手縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
宮城縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
鳥取縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
島根縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岡山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
廣島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山口縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
徳島縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
和歌山縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
奈良縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
三重縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
愛知縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
山形縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
青森縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岩手縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
宮城縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
長野縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一	同	
岐阜縣	三	一〇、七九	一	一〇	一	一		

新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛	三	滋	大	兵	奈	和	島	島	岡	廣	山	德	香	愛
山	山	川	井	梨	野	泉	岡	知	重	賀	都	阪	庫	良	山	根	山	島	島	川	川	媛
14	21	17	1	5	5	5	2	2	3	4	6	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
17,700	1,166	5,395	1,000	2,935	2,935	8,735	2,935	5,395	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
2	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3,400	1,166	4,000	1,000	2,935	2,935	7,366	2,935	5,395	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1,000	1,166	4,000	1,000	2,935	2,935	7,366	2,935	5,395	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1,000	1,166	4,000	1,000	2,935	2,935	7,366	2,935	5,395	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

道府縣	設置件數	經費	看護婦數	俵給及手當	道府縣	設置件數	經費	看護婦數	俵給及手當
北海道	4	26,333	1	1,333	茨城	3	3,333	1	1,333
青森	5	6,333	1	5,333	栃木	3	3,333	1	1,333
岩手	3	3,333	1	3,333	群馬	2	2,333	1	1,333
宮城	6	3,333	1	3,333	埼玉	2	2,333	1	1,333
秋田	1	8,333	1	7,333	千葉	1	8,333	1	7,333
山形	2	9,333	1	8,333	東京	9	9,333	1	8,333
福島	2	2,333	1	1,333	神奈川	9	9,333	1	8,333

全國學校看護婦設置狀況 (昭和二年七月調査) (文部大臣官房學校衛生課)

道府縣別	學校數	兒童數	學校醫數	實入校人員	擔當兒童數	學校平均額	同上一人	備考
香川	33	19,800	206	150	33	200	3	私立學校ナ含マズ
愛媛	44	16,900	270	190	44	200	3	私立學校ナ含マズ
高知	43	9,800	300	210	43	200	3	私立學校ナ含マズ
福岡	49	29,100	483	300	49	200	3	私立學校ナ含マズ
大分	37	14,000	333	230	37	200	3	私立學校ナ含マズ
佐賀	18	11,500	180	130	18	200	3	私立學校ナ含マズ
熊本	49	17,000	470	350	49	200	3	私立學校ナ含マズ
宮崎	38	10,700	308	220	38	200	3	私立學校ナ含マズ
鹿兒島	33	10,900	333	240	33	200	3	私立學校ナ含マズ
沖繩	3	4,700	33	25	3	200	3	私立學校ナ含マズ
總計	20,390	88,600	18,300	13,300	20,390	200	3	